

国 水 環 防 第 2 号
平成 26 年 4 月 25 日

各都道府県知事 へ

国土交通大臣

地下街・地下鉄及び接続ビル等における防災・減災対策の推進について（通知）

近年、国内外では、地下街、地下鉄等の地下駅及びこれらに直結又は地下道を介して接続するビル（以下、「接続ビル」という。）によって形成される地下空間（以下、「地下街・地下鉄及び接続ビル等」という。）において浸水被害が発生しております。また、我が国は、大都市圏を中心に地下街・地下鉄及び接続ビル等が広域に発達しており、大規模水害が発生した場合、甚大な人的被害の発生や、公共交通機関の運休に伴う経済社会的な影響が懸念されます。

このため、平成 25 年 6 月の水防法改正では、市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街・地下鉄及び接続ビル等について、避難確保・浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等の義務化がなされたところです。

また、国土交通省では、平成 26 年 1 月に「国土交通省 水災害に関する防災・減災対策本部」を設置し、平成 26 年度の出水期に向けて万全を期すため、地下街・地下鉄及び接続ビル等に関して講ずべき措置について、別添 1 のとおりとりまとめたところです。

つきましては、貴職におかれましては、地下街・地下鉄及び接続ビル等における防災・減災対策が推進されるよう、平成 26 年度の出水期前までに下記の内容について関係市町村に対し周知方取り計らわれますようお願いいたします。

なお、本通知は、水防法第 48 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 浸水リスクの周知

現在、全国の必要な地域すべてを網羅しているわけではないものの、洪水、高潮、内水に係る浸水想定区域又はハザードマップが多く地域で公表されています。

地下空間は浸水に対する危険性が特に高いことに鑑み、不特定かつ多数の者が利用する地下空間及びこれらに接続するビル等の所有者又は管理者に対して、これらの浸水想定区域及びハザードマップにより自らの地下街・地下鉄及び接続ビル等の浸水リスクについて確認するよう周知をお願いします。

その際、水防法第 15 条の規定に基づき市町村地域防災計画に記載されている地下街・地下鉄及び接続ビル等は洪水に係る浸水リスクのみを考慮して抽出されてい

るものであるため、この度の周知にあたっては、これらの市町村地域防災計画に記載されている地下街・地下鉄及び接続ビル等に加え、高潮や内水による浸水リスクも考慮した地下街・地下鉄及び接続ビル等も対象とするようお願いいたします。

なお、国土交通省のウェブサイト (<http://disaportal.gsi.go.jp/>) において、洪水、高潮、内水による浸水リスクに関して一元的に閲覧が可能となっており、平成 25 年度に新規に公表された浸水リスクについても平成 26 年 6 月を目途に時点更新を行いますので、積極的にご活用願います。

2. 接続ビル等との連携の強化

- (1) 水防法第 15 条の規定に基づき、浸水想定区域内に存する地下街・地下鉄及び接続ビル等として市町村地域防災計画に記載されているものと地下で接続している建築物等についても市町村地域防災計画への位置付けに努めるようお願いいたします。

また、これと併せて浸水想定区域内に存する地下街、地下駅等の不特定かつ多数の者が利用する地下空間について、市町村地域防災計画への記載状況を再確認し、市町村地域防災計画に定める必要があるものについて追加するようお願いいたします。

- (2) 洪水時において一体的な避難行動が行われることが想定されるにもかかわらず、一体的な避難確保・浸水防止計画が作成されていない隣接する地下街・地下鉄及び接続ビル等に対し、水防法第 15 条の 2 第 3 項に基づき、共同して避難確保・浸水防止計画の作成を行うよう積極的な勧告に努めるようお願いいたします。

その際、共同して避難確保・浸水防止計画を作成する地下街・地下鉄及び接続ビル等に対し、計画検討や連絡調整の場として協議会を設置することが望ましいことを併せて周知願います。

3. 支援制度の周知

国土交通省では、地下街・地下鉄及び接続ビル等における避難確保及び浸水防止対策に関する支援制度として、防災・安全交付金及び浸水防止用設備の税制優遇措置を設けています（別添 2 参照）。

また、地下街・地下鉄及び接続ビル等の所有者又は管理者による避難確保・浸水防止計画の作成や訓練の実施等に対して技術的助言を行うため、国土交通省の河川関係事務所内に相談窓口「災害情報普及支援室」を設置しております。相談窓口の連絡先や計画作成等に役立つ情報については、国土交通省のウェブサイトから入手可能です。（<http://www.mlit.go.jp/river/jieisuibou.html>）

つきましては、これらの支援措置を積極的にご活用願いますとともに、地下街・地下鉄及び接続ビル等の所有者又は管理者に対し周知方取り計らわれますようお願いいたします。